

新旧対照表

<ぐんぎんビジネスポータル利用規定>

改定前	改定後
<p style="text-align: right;">〔2024年12月2日改定〕</p> <p>第3章 電子交付サービス 第27条 サービスの内容 (1) (略) (2) (略) (3) 電子交付と書面交付の切替えは電子交付サービス開始日以降、 当行所定の方法で随時行なうことができます。また、切替えは次 条第4項における業務区分ごとに行なうこととします。</p> <p>第31条 電子交付サービスの停止 (1) 電子交付サービスは当事者一方の都合で、通知によりいつでも 停止することができるものとします。なお、契約者が停止を行な う場合は第27条第3項による書面交付への切替え手続きを行な うものとします。 (2) 当行は法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必 要と認めた場合には、電子交付サービスの利用期間中であっても 電子交付を停止し、書面交付に切替える場合があります。ただ し、交付済みの電子交付対象書類の閲覧は、法令、諸規則等に抵 触しない範囲で可能とします。 (3) 契約者が電子交付から書面交付へ切替えた場合（電子交付サー ビスの停止）でも、既に電子交付された電子交付対象書類は閲覧 期間が終了するまで、閲覧を可能とします。また、再度、電子交 付へ切替えた場合（電子交付サービスの申込み）でも、この期間 中に書面交付された書類は電子交付されません。 (4) 電子交付サービスを停止した場合、停止日の翌日以降の電子交 付対象書類から書面交付となります。停止日とは、契約者が本サ ービスから行なう停止の手続きが、18：00までに完了した場合は 手続き日の当日、18：00を過ぎて完了した場合は手続き日の翌 日、契約者が書面で停止の手続きを行なった場合や 当行が停止</p>	<p style="text-align: right;">〔2025年4月21日改定〕</p> <p>第3章 電子交付サービス 第27条 サービスの内容 (1) (略) (2) (略) (3) 電子交付サービスは、原則として書面交付に切り替えることは できません。</p> <p>第31条 電子交付サービスの停止 (1) 電子交付サービスは当事者一方の都合で、通知によりいつでも 停止することができるものとします。 (2) 当行は法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必 要と認めた場合には、電子交付サービスの利用期間中であっても 電子交付を停止する場合があります。ただし、交付済みの電子交 付対象書類の閲覧は、法令、諸規則等に抵触しない範囲で可能と します。 (3) 削除 (4) 削除</p>

する場合は、当行が停止の手続きを行なった日をいいます。

(5) システムメンテナンス等により、電子交付サービスの一部または全部を一時的に停止することがあります。この場合は書面交付への切替えなどの対応は行わず、電子交付サービスの再開後に電子交付します。

(3) システムメンテナンス等により、電子交付サービスの一部または全部を一時的に停止することがあります。この場合は電子交付サービスの再開後に電子交付します。